

特定外来生物の飼養等の取扱細目（告示事項）の概要

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則に基づく特定外来生物の飼養等の取扱細目の概要は以下のとおり

1. 告示の概要

飼養等の取扱細目に関しては、省令の規定に基づき、次の事項を告示で定める。

- 特定飼養等施設の基準の細目（施行規則第5条第2項）（※）
- 飼養等の許可の有効期間（施行規則第7条第1号）
- 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間（施行規則第7条第2号）
- 識別措置の内容を届け出なければならない期間、識別措置の内容及び届出の方法（施行規則第8条第2号）
- 特定外来生物の取扱方法（施行規則第8条第4号）

（※）特定飼養等施設の基準の細目では、告示の第1条で、施設のタイプを①おり型又は網室型の施設（天井のあるもの）、②擁壁式、空堀式又は柵式の施設（天井のないもの）、③運搬に用いる施設、④水槽又はこれに類する施設、⑤人工池沼型の施設、⑥網いけす型の施設、⑦屋内栽培施設、⑧ほ場型施設の8タイプに区分し、それぞれの施設ごとに満たすべき要件を規定している。

さらに、第2条各号で特定外来生物ごとに上記のうちどのタイプの施設における飼養が許容されるかを定めている。

2. 飼養等基準の例

【参考：おり型施設等の要件】

「おり型施設等」とは、おり型又は網室型の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りではない。

ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ハ おり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあっては~~金網~~網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることのできないものであること。

ニ 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。

ホ ニの出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。（※一部の特定外来生物には適用しない）

ヘ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。

ト 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。